

## 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

## 1. 経緯及び目的

県では、未曾有の大災害となった東日本大震災における災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災一宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証」を平成27年3月に発行した。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめた。東日本大震災で多く聞かれた「想定外」を繰り返さないためには、得られた教訓を今後の防災対策に着実に生かしていく必要がある。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助とするとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとした。

## 2. 防災対策の状況

教訓を踏まえた防災対策については、記録誌の46の教訓に対し、県、市町村、消防本部、ライフラインなどの防災関係機関が平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を取りまとめ、資料11「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」のとおり、教訓ごとに整理した。

なお、令和元年度取りまとめ以降に実施した主な防災対策（資料11下線部）を以下のとおり13の分野ごとに取りまとめた。

## (1) 防災体制（教訓NO.1～10）

各機関において、防災拠点施設や備蓄倉庫等が整備されたほか、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の住民一人ひとりの避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成等、風水害の備えとなる施策も進められた。

今後も、市町村や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた防災体制の強化を進めていく必要がある。

## ＜新規（及び拡充）事業＞

- ・防災拠点施設（防災センター）の整備（多賀城市）
- ・防災拠点施設（役場新庁舎）・太陽光発電設備・蓄電池設備等の整備（亶理町）
- ・防災拠点施設への備蓄倉庫の整備（角田市、利府町）
- ・避難勧告等判断・伝達マニュアル整備（大衡村）、改定（岩沼市）
- ・職員災害対応（行動）マニュアル等の整備（亶理町、大和町、大衡村）
- ・避難所開設状況及び道路破損状況などの情報提供等に係る日本郵便(株)との連携協定（更新）（村田町）
- ・ドローンの導入（角田市、石巻地区消防、大崎地域消防）、災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定（東松島市）
- ・雨量モニタリングセンサーの導入（東松島市）
- ・マイ・タイムラインの作成・配布（角田市、蔵王町、亶理町）
- ・電力設備復旧のための支援協定（拡充）（川崎町）
- ・地震・津波災害活動計画の改訂（気仙沼・本吉地域消防）
- ・地震災害消防活動要領の改正（仙台市消防局）
- ・消防団用特定省電力無線機の整備（名取市消防）
- ・緊急消防援助隊受援計画の変更（登米市消防、石巻地区消防、気仙沼・本吉地域消防）
- ・災害に強いインフラ整備（重要エリアの通信基地局の停電対策の強化、中ゾーン基地局の構築・拡充、伝送路多ルート化の強化、TZ-403 加入者系デジタル無線装置専用車両の導入、衛星回線帯域の拡大（(株)NTT ドコモ）

他

## (2) 国・地方公共団体等との連携・支援（教訓 NO. 11～13）

各機関においても、災害時における応援などの協定締結等が進められている。引き続き、関係者らとの連携を図り、計画の整備など、実効性を高める更なる取り組みを進めていく必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・情報発信等に係るヤフー㈱との連携（石巻市、気仙沼市、角田市、東松島市、大和町、南三陸町）
- ・避難所への段ボールベッド等の供給に関する協定、愛玩動物の保護に関する協定（加美町）
- ・災害時におけるE V車を活用した非常用電源の供給等の相互応援に関する協定（東松島市）、災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定（石巻市、角田市、大崎市）
- ・災害時の応援に関する協定締結（利府町）、災害時の施設使用等の協力に関する協定締結（村田町）、災害時の電子関連物品等の供給に関する協定締結（白石市）
- ・緊急消防援助隊の増隊（大崎地域消防）
- ・緊急消防援助隊応援計画の変更（石巻地区消防）
- ・浸水現場等で活用することを目的とした中型水陸両用車の配備（大崎地域消防）
- ・災害時の全国市長会との連携協力に関する協定（ジャパン・プラットフォーム）

他

## (3) 物資供給・燃料確保（教訓 NO. 14～16）

各市町村や消防本部では、燃料に関する協定締結等が進められており、今後も物資供給に係る体制の見直しや、物流事業者等との連携体制強化に取り組む必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・燃料関係防災協定の締結（七ヶ宿町）
- ・災害対応自家給油取扱所の整備（大崎地域消防）

## (4) 救助活動（教訓 NO. 17～20）

各市町村や消防本部では、消防職員や消防団に対する津波浸水域内での活動を想定した資機材等の整備に継続的に取り組んでいる。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・消防団員の装備品の整備（切創防止用保護服／石巻市）（雨衣の更新、救命ボート、耐切創性手袋、防塵メガネ／角田市）（救助用ゴムボート、エンジンチェーンソー／大河原町）（救命胴衣、救命ボード、耐切創性手袋／村田町）（ヘッドライト、雨具／大衡村）（救命ボート／加美町）（防火衣、防塵メガネ、切創保護衣／南三陸町）
- ・津波災害対応資機材の整備（ボートトレーラー、中型水陸両用車／大崎地域消防）（ボートトレーラー／黒川地域消防）（胴長靴／気仙沼・本吉地域消防）

## (5) 避難体制（教訓 NO. 21～24）

多くの市町村において、避難の手引きやハザードマップを作成・改訂しているほか、住民へ確実に、防災情報が届くよう、多様な情報伝達手段の整備が進められている。

今後も、復興まちづくりの進捗状況等を踏まえた避難体制の更なる強化を進めていく必要がある。

### <新規（及び拡充）事業>

- ・防災行政無線のデジタル化・拡充（多賀城市）
- ・情報伝達手段としてツイッターを導入（七ヶ浜町）
- ・住民向け防災マップ津波からの避難の手引きの策定（仙台市）、洪水・防災ハザードマップの改訂（村田町）、防災ハザードマップの改訂（大和町）、防災ハザードマップ作成（色麻町）、配布（加美町）

他

## (6) 避難所, 被災者支援 (教訓 NO. 25~30)

県では, 災害時の仮設住宅に関して, 関係事業者と協定を締結。また各市町村においては, 避難所運営マニュアルの整備や, 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の資機材整備を進めるなど, 継続的に地域の防災体制の強化が図られている。

### <新規 (及び拡充) 事業>

- ・プレハブ仮設住宅の標準仕様を策定 (宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と防災協定締結) (県)
- ・避難所への防災用資機材の整備 (加美町)
- ・避難所内での感染症予防のための物品・資機材の整備
- ・避難所運営マニュアルの整備
- ・避難所運営訓練の実施
- ・避難所環境整備に係る対策 (段ボールベッド等・東日本段ボール工業組合) (日本赤十字社) 他

## (7) 災害時要援護者 (注) (教訓 NO. 31~34)

県では, 外国人向けの防災ハンドブックを作成。市町村においては, 多様な情報伝達手段の整備や, 福祉避難所の機能強化が進められている。要配慮者の具体的な支援体制の構築が着実に進められており, 今後とも取り組んでいく必要がある。

(注)「災害時要援護者」は, 「要配慮者」のこと。

記録誌作成当時は, 「災害時要援護者」の用語を使用した。

### <新規 (及び拡充) 事業>

- ・外国人向け防災ハンドブックやヘルプカードの作成・配布 (県)
- ・災害時要援護者, 避難行動要支援者名簿の整備 (システム整備) (大衡村)
- ・登録メール配信サービスの機能拡張 (音声案内) (角田市)
- ・福祉避難所の機能強化 (石巻市)

- (8) 保健医療 (教訓 NO. 35~37), (9) ボランティア (教訓 NO. 38~39),  
(10) 災害廃棄物・有害物質の処理 (教訓 NO. 40~41), (11) 復旧・復興 (教訓 NO. 42~43)  
(12) 法整備と運用 (教訓 NO. 44)

令和元年度取りまとめのとおり。

## (13) 防災教育, 教訓の伝承 (教訓 NO. 45~46)

県では, 学校防災体制在り方検討会議を実施した。市町村においては, 防災学習も可能な震災記録伝承施設の整備や, 震災記録誌の作成など, 災害の教訓や記憶の伝承に取り組まれている。今後とも, 過去の災害の教訓も含め, 本震災の教訓を根付かせていくため, 定期的に震災の記憶を伝承する機会を設け, 防災意識の醸成に取り組んでいく必要がある。

### <新規 (及び拡充) 事業>

- ・宮城県学校防災体制在り方検討会議の開催 (県)
- ・被災地訪問型研修会の実施 (新任校長対象) (県)
- ・震災記録誌等の作成 (岩沼市)
- ・防災学習もできる震災記録伝承施設の整備 (名取市)